



熊本県公報

第13497号
令和7年(2025年)
12月26日(金)
(毎週火・金発行)

目 次

告 示

○生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の廃止	(社会福祉課)	2
○生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の辞退	(〃)	2
○生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の変更	(〃)	2
○生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の指定	(〃)	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止	(障がい者支援課)	4
○漁船保険付保義務の消滅(小島加入区外1加入区)	(団体支援課)	4
○ふ化業者の登録	(畜産課)	4
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	4
○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい者支援課)	4
○生活保護法における指定介護機関の変更	(社会福祉課)	5
○あさり資源育成促進区域の指定	(水産振興課)	7
○熊本県が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(財産経営課)	8
○熊本県が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(〃)	9
○熊本県庁で使用する電気の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(〃)	10
○令和7年度(2025年度)定期種畜検査報告	(畜産課)	10
○道路の区域変更	(道路保全課)	12
○道路の供用開始	(〃)	12

公 告

○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	12
○農用地利用集積等促進計画の認可	(〃)	15
○農用地利用集積等促進計画の認可	(〃)	21
○「長洲港土砂処分場整備事業環境影響評価準備書」に係る公聴会の開催	(環境保全課)	22
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	27
○熊本県庁で使用する電気の調達に係る一般競争入札の実施	(財産経営課)	27
○熊本県が所管する施設で使用する電気その1の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	31
○熊本県が所管する施設で使用する電気その2の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	35
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	39
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	39
○農地の利用権の設定に関する裁定	(農村計画課)	39
○令和7年度(2025年度)熊本県人事給与システムクラウド基盤接続用ネットワークシステム導入及び設定業務委託に係る一般競争入札による落札者の決定	(システム改革課)	40

登 載 依 賴

○令和7年度(2025年度)第1回熊本県医療審議会の開催	(医療審議会)	40
○令和7年度(2025年度)熊本県保健医療推進協議会の開催	(保健医療推進協議会)	41
○熊本県環境影響評価審査会第一部会の開催	(環境影響評価審査会)	41
○政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程の一部を改正する規程	(選挙管理委員会)	41
○政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程の一部を改正する規程	(〃)	47
○定時登録における直接請求の連署基準数	(〃)	51
○定時登録における直接請求の連署基準数	(〃)	52

正 誤

○令和7年(2025年)10月28日熊本県告示第754号 (保安林の指定の解除に関する予定)中	(森林保全課)	52
--	---------	----

告示

熊本県告示第903号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木村敬

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
黒瀬 由朗	きずな整骨院 光の森院	菊池郡菊陽町光の森5-10-1	令和7年(2025年)8月25日
前田 賢	NAOSEL菊陽整骨院	菊池郡菊陽町大字津久礼2464 カリーノサンリーグ菊陽1F	令和6年(2024年)4月1日
那川 敏夫	NAOSEL菊陽整骨院	菊池郡菊陽町大字津久礼2464 カリーノサンリーグ菊陽1F	令和7年(2025年)8月1日

熊本県告示第904号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第51条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定施術機関から指定の辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木村敬

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	辞退年月日
松嶋 剛治	こうじ接骨院	八代市井上町41-1	令和7年(2025年)11月10日

熊本県告示第905号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定施術機関から事業の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木村敬

(柔道整復師)

施術者の氏名	変更事項(施術所の所在地)		施術所の名称	変更年月日
	旧	新		
川口 優一	八代市千反町2-10-1 1	八代市古城町1 593-1	川口整骨院	令和7年(2025年)10月1日

(はり・きゅう師)

施術者の氏名	変更事項(施術所の所在地)	施術所の名称	変更年月日

	旧	新		
川口 優一	八代市千反町 2-10-1 1	八代市古城町1 593-1	川口整骨院	令和7年(2025年)10月1日

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	変更事項(施術所の所在地)		施術所の名称	変更年月日
	旧	新		
川口 優一	八代市千反町 2-10-1 1	八代市古城町1 593-1	川口整骨院	令和7年(2025年)10月1日

熊本県告示第906号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木村 敬

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
横山 昌明	NAOSEL菊陽整骨院	菊池郡菊陽町大字津久礼2464 カリーノサンリー菊陽1F	令和7年(2025年)11月13日
井上 史也 内田 翔也	NAOSEL菊陽整骨院	菊池郡菊陽町大字津久礼2464 カリーノサンリー菊陽1F	令和7年(2025年)11月14日

(はり・きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
松田 明	訪問鍼灸マッサージMOAS八代	八代市清水町3-15 DCハウス清水公園202	令和7年(2025年)6月1日

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
松田 明	訪問鍼灸マッサージMOAS八代	八代市清水町3-15 DCハウス清水公園202	令和7年(2025年)6月1日
林田 正博	指圧・マッサージはやしだ	八代郡氷川町吉本16 6	令和7年(2025年)11月6日

熊本県告示第907号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
河地	高森町野尻 宮崎県西臼杵郡高千穂町五ヶ所	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第908号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
さくらサポート 玉名市繁根木203番地1	社会福祉法人 博心会 玉名市繁根木203番地1 渡邊 太朗	生活介護	令和7年(2025年)12月31日

熊本県告示第909号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により令和3年(2021年)12月24日熊本県告示第1033号で公示した小島加入区及び牛深町加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和7年(2025年)12月23日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県告示第910号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定によりふ化業者を次のとおり登録したので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木 村 敬

登録番号	登録年月日	有効期間	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び住所
令和第7-1号	令和7年(2025年) 12月19日	登録日から3年間	熊本県合志市 野々島4393 -190 株式会社熊本県 養鶏ファーム	熊本県山鹿市菊鹿町上内 田5502 株式会社熊本県養鶏ファ ーム 菊鹿ふ化場

熊本県告示第911号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木 村 敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字下梶原4282番1、4282番4、4286番1、4291番1、4333番3、字梶原4473番1、4531番14

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第912号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12

3号) 第51条の14第1項の規定により指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項の規定により公示する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木村敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
相談支援事業所えーる 荒尾市宮内出目570番 13	株式会社 S Ley 荒尾市宮内544番地1 4 入居 博貴	地域移行支援 地域定着支援	令和8年(2026年)2月1日

熊本県告示第913号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木村敬

(通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社 S O Y O K A Z E 代表取締役 中川 清彦 東京都港区南青山二 丁目5番17号ポー ラ青山ビルディング	くまもと長寿苑そよ 風 阿蘇郡西原村大字布 田1087	主たる事務所の所在地	東京都港区 北青山二丁 目7番13 号プラセオ 青山ビル	令和7年(2025年)9 月1日
特定非営利活動法人 ぶどうの木 理事長 小西 誠 菊池郡菊陽町津久礼 2268番地103	デイサービス ぶど うの木 合志市幾久富190 9番地302	開設者名称	特定非営利 活動法人 ぶどうの木 の家	平成17年 (2005 年) 10月3 日
特定非営利活動法人 ぶどうの木 理事長 小西 誠 菊池郡菊陽町津久礼 2268番地103	デイサービス ぶど うの木 合志市幾久富190 9番地302	開設者の代表者	理事長 山奥 佳奈 子	平成20年 (2008 年) 3月20 日
特定非営利活動法人 ぶどうの木 理事長 小西 誠 菊池郡菊陽町津久礼 2268番地103	デイサービス ぶど うの木 合志市幾久富190 9番地302	事業者名称	特定非営利 活動法人ぶ どうの木の 家	平成21年 (2009 年) 3月1日
特定非営利活動法人 ぶどうの木 理事長 小西 誠 菊池郡菊陽町津久礼 2268番地103	デイサービス ぶど うの木 合志市幾久富190 9番地302	事業所名称・所在地	デイサービ ス ぶどう の木 菊陽郡菊陽 町大字津久 礼2268 番地103	平成22年 (2010 年) 9月21 日

(通所型サービス(独自))

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社 SOYOK A Z E 代表取締役 中川 清彦 東京都港区南青山二 丁目5番17号ポー ラ青山ビルディング	くまもと長寿苑そよ 風 阿蘇郡西原村大字布 田1087	主たる事務所の所在地 東京都港区 北青山二丁 目7番13 号プラセオ 青山ビル	東京都港区 南青山二丁 目5番17 号ポーラ青 山ビルディ ング	令和7年(2 025年)9 月1日

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
有限会社こどもとケ アライフ研究所 人吉市願成寺町48 2番地2	ヘルパーステーショ ン すずらん 人吉市瓦屋町117 4-2	事業所所在地 人吉市鬼木 町1423 -1	人吉市瓦屋 町1174 -2	令和7年(2 025年)4 月1日
社会福祉法人南関町 社会福祉協議会 玉名郡南関町大字小 原1405番地	南関町訪問介護事業 所 玉名郡南関町大字小 原1405番地	事業所所在地 玉名郡南関 町大字関町 1141番 地1	玉名郡南関 町大字小原 1405番 地	平成23年 (2011 年)4月1日

(居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ユニスマイル 代表取締役 白 成 澤 東京都千代田区神田 練堀町68番地1ム ラタヤビル3階	ユニスマイル薬局 多良木いちご店 球磨郡多良木町多良 木4247-1	事業所名称 ファーロス 薬局 多良 木いちご	ユニスマイル薬局 多 良木いちご店	令和7年(2 025年)1 月1日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ユニスマイル 代表取締役 白 成 澤 東京都千代田区神田 練堀町68番地1ム ラタヤビル3階	ユニスマイル薬局 多良木いちご店 球磨郡多良木町多良 木4247-1	事業所所在地 ファーロス 薬局 多良 木いちご	ユニスマイル薬局 多 良木いちご店	令和7年(2 025年)1 月1日

(訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社シェノン 代表取締役 海崎 美里 八代市鏡町北新地1 67-1	訪問看護ステーショ ン mon t-mön 八代市麦島西町8- 11	事業所所在地 八代市鏡町 鏡村110 3-1	八代市麦島 西町8-1 1	令和7年(2 025年)9 月1日

(介護予防訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	

株式会社シェノン 代表取締役 海崎 美里 八代市鏡町北新地 1 67-1	訪問看護ステーショ ン m o n t -もん 八代市麦島西町 8- 11	事業所所在地		令和7年(2 025年)9 月1日
		八代市鏡町 鏡村 110 3-1	八代市麦島 西町 8-1 1	

熊本県告示第914号

熊本県産あさりを守り育てる条例(令和4年熊本県条例第27号)第14条第1項の規定によりあさり資源育成促進区域として次のとおり指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木村 敬

指定番号	区域
育成促進区域 第13号	<p>次の基点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>ア 北緯32度53分3.8秒、東経130度30分39.3秒 イ 北緯32度52分40.9秒、東経130度31分28.0秒 ウ 北緯32度52分17.2秒、東経130度31分8.8秒 エ 北緯32度51分36.0秒、東経130度30分15.2秒 オ 北緯32度52分8.1秒、東経130度29分51.8秒</p>

区域図



熊本県告示第915号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参

加する者に必要な資格等について告示する。
令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木村 敬

- 1 競争入札に付する事項
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の問合せ先に電子申請し、添付書類を持参又は送付により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和8年(2026年)1月13日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第916号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木村 敬

- 1 競争入札に付する事項
熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の問合せ先に電子申請し、添付書類を持参又は送付により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和8年(2026年)1月13日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第917号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

熊本県庁で使用する電気

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の問合せ先に電子申請し、添付書類を持参又は送付により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)1月13日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第918号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定に基づき農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木 村 敬

検査日	種畜証明書番号	頭数	畜種	検査成績	飼養者
	32443060002				
	32443060003				
	32443060005				
	32443060006				
	32443060008				
	32443060009				

11月18日 (火)	32543060001	58頭	豚	2級	全農畜産サービス株式会社西日本原種豚場
	32543060002				
	32543060003				
	32543060004				
	32543060005				
	32543060006				
	32543060007				
	32543060008				
	32543060009				
	32443060011				
	32443060013				
	32443060016				
	32443060017				
	32443060018				
	32443060019				
	32443060020				
	32443060021				
	32443060022				
	32543060010				
	32543060011				
	32543060012				
	32543060013				
	32543060014				
	32543060015				
	32543060016				
	32543060017				
	32543060018				
	32543060019				
	32543060020				
	32543060021				
	32543060022				
	32543060023				
	32543060024				
	32543060025				
	32543060026				
	32543060027				
	32543060028				
	32543060029				
	32543060030				
	32543060031				
	32543060032				
	32543060033				
	32543060034				
	32543060035				
	32543060036				
	32543060037				
	32543060038				
	32543060039				
	32543060040				
	32543060041				
	32543060042				
	32543060043				

熊本県告示第919号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年(2025年)12月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土甲佐線	上益城郡甲佐町大字津志田 字八反田 2568番1地先から	前	6.2 ～ 16.9	170.0	活力創出基盤交付金
		同所 3727番1地先まで	後	10.2 ～ 20.0	170.0	

2 区域を変更する期日 令和7年(2025年)12月26日

熊本県告示第920号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)12月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町大字葉木字藤本山 4677番1地先から	496.7	災害復旧工事
		八代市坂本町大字坂本字坂本山 4691番2地先まで		
		八代市坂本町大字葉木字鷺ノ須 2806番地先から	449.3	
		八代市坂本町大字葉木字大門山 3629番5地先まで		
		八代市坂本町大字鎌瀬字宇曾越 166番1地先から	301.6	
		八代市坂本町大字鎌瀬字小石前 24番1地先まで		

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)12月26日

公 告**熊本県公告第739号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
永杉 尚久	南関町	米田 昌彦	南関町	玉名郡南関町大字小原字原13

				7 4
田中 広文	南関町	米田 昌彦	南関町	玉名郡南関町大字小原字今宿2 2 1 7 - 1
永杉 由美子	南関町	米田 昌彦	南関町	玉名郡南関町大字小原字原1 4 6 1
赤木 瞳世	山鹿市	米田 昌彦	南関町	玉名郡南関町大字小原字原1 3 6 5
鈴木 信孝	南関町	米田 昌彦	南関町	玉名郡南関町大字小原字原1 3 6 4
刀塚 孝一	宮崎県延岡市	米田 昌彦	南関町	玉名郡南関町大字小原字原1 3 6 3
米田 一路	福岡県大牟田市	米田 昌彦	南関町	玉名郡南関町大字小原字原1 3 6 7
塘口 忠道	長洲町	菊本 耕二	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字波華家1 1 3 9
清水 淳之	長洲町	菊本 耕二	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字波華家1 1 3 7 ほか2筆
中西 隆太	人吉市	宮島 正幸	長洲町	玉名郡長洲町大字永塩字塘東1 9 9 7
福田 功 (亡) 福田 ナミエ	長洲町	宮島 正幸	長洲町	玉名郡長洲町大字永塩字塘西1 1 - 1 ほか1筆
村上 浩	長洲町	宮島 正幸	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字式番割9 4 2 ほか1筆
西尾 勝志 (亡) 西尾 まゆみ	長洲町	宮島 正幸	長洲町	玉名郡長洲町大字永塩字塘西1 6 - 1 ほか3筆
島野 邦廣	長洲町	宮島 正幸	長洲町	玉名郡長洲町大字永塩字塘西1 8 - 2 ほか3筆
大川 ノリ子	長洲町	宮島 正幸	長洲町	玉名郡長洲町大字永塩字塘東1 9 8 1
福田 峰浩	長洲町	宮島 正幸	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字井樋下9 7 4 ほか1筆
宮本 久男	大阪府大 阪市	宮本 静子	長洲町	玉名郡長洲町大字長洲字内牟田 3 9 3 - 1
井上 康子	愛知県小 牧市	宮本 静子	長洲町	玉名郡長洲町大字長洲字内牟田 4 0 0
宮本 正男	大阪府吹 田市	宮本 静子	長洲町	玉名郡長洲町大字長洲字内牟田 3 9 3 - 2
木村 和久	長洲町	宮本 静子	長洲町	玉名郡長洲町大字梅田字前大藤 2 0 4 ほか2筆
永田 龍一	玉名市	宮本 静子	長洲町	玉名郡長洲町大字長洲字内牟田 3 3 4 - 2
秋富 俊孝	長洲町	宮本 静子	長洲町	玉名郡長洲町大字長洲字内牟田 3 5 5
吉田 喆明	長洲町	坂本 敦子	長洲町	玉名郡長洲町大字上沖洲字東畑 5 3 4
山村 誠 (亡) 山村 豊記	長洲町	坂本 敦子	長洲町	玉名郡長洲町大字上沖洲字東畑 5 5 6 ほか1筆
濱岡 雅彦	荒尾市	坂本 敦子	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字波華家1 1 5 5

山村 晋平	兵庫県姫路市	坂本 敦子	長洲町	玉名郡長洲町大字上沖洲字東畠 557
宮本 英明	長洲町	坂本 敦子	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字大道下 1281ほか1筆
西辻 スミ子 (亡) 西辻 徳男	長洲町	坂本 敦子	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字水待4 62
濱田 美善	長洲町	坂本 敦子	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字波華 家1144ほか2筆
福本 淑子	長洲町	坂本 敦子	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字大道下 1256ほか5筆
西尾 秀政	長洲町	坂本 敦子	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字壱丁 田2008-1ほか2筆
宮邊 淳子	大阪府茨木市	児玉 久男	長洲町	玉名郡長洲町大字折崎字小柳9 64
本田 尚美	長洲町	児玉 久男	長洲町	玉名郡長洲町大字折崎字合ノ原 809ほか2筆
城戸 千賀子 (亡) 城戸 正一	長洲町	杉本 和明	長洲町	玉名郡長洲町大字宮野字新谷6 01
上田 勝芳	長洲町	池上 英人	長洲町	玉名郡長洲町大字高浜字大藤1 007ほか1筆
山口 イツ子	長洲町	池上 英人	長洲町	玉名郡長洲町大字高浜字海老ヶ 浦987
高野 絹代	長洲町	池上 英人	長洲町	玉名郡長洲町大字高浜字塘ノ下 1648
古澤 潤一	長洲町	池上 昭二	長洲町	玉名郡長洲町大字折崎字大坪1 683
小俵 誠司	大津町	土山 秋吉	長洲町	玉名郡長洲町大字長洲字大藤6 5
田渕 昭代	長洲町	土山 道直	長洲町	玉名郡長洲町大字梅田字向大藤 80-1ほか1筆
城戸 あゆみ (亡) 城戸 重幸	長洲町	島川 俊	長洲町	玉名郡長洲町大字宮野字西屋敷 730
今村 義隆	長洲町	島川 俊	長洲町	玉名郡長洲町大字長洲字一ノ割 2579-1
村野 耕一	長洲町	島川 俊	長洲町	玉名郡長洲町大字宮野字新谷4 99ほか2筆
福田 功 (亡) 福田 ナミエ	長洲町	島川 俊	長洲町	玉名郡長洲町大字永塩字塘西4 -1ほか1筆
宮原 和也	佐賀県鳥栖市	福島 力男	長洲町	玉名郡長洲町大字宮野字藤ノ本 1045
竹下 祐二	大分県大分市	坂本 敦子	長洲町	玉名郡長洲町大字上沖洲字東畠 609ほか2筆
松岡 幸浩	長洲町	宮島 正幸	長洲町	玉名郡長洲町大字永塩字塘西1 01-1
宮島 貞信	長洲町	宮島 正幸	長洲町	玉名郡長洲町大字永塩字塘西1 04-1
平島 仁美	荒尾市	境 由美子	荒尾市	荒尾市川登字下日焼2088ほか2筆

大内 路子	合志市	上田 惣一	荒尾市	荒尾市荒尾字日焼 3252-1
荒井 潮美	神奈川県 厚木市	片山 正貴	荒尾市	荒尾市府本字三反田 697-1
平井 覚 (亡) 平井 紀子	荒尾市	平井 覚	荒尾市	荒尾市菰屋字上萩 1996-1

2 認可年月日
令和7年(2025年)12月16日

熊本県公告第740号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
愛甲 鴻憲	八代市	小川 博樹	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字境田 520-1
岡村 昭男 (亡) 岡村 増雄	湯前町	小川 博樹	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字境田 544
小川 和典	多良木町	小川 博樹	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字境田 520-2 ほか2筆
愛甲 鴻憲	八代市	農事組合法人 たらぎ大地	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字境田 520-1
岡村 昭男 (亡) 岡村 増雄	湯前町	農事組合法人 たらぎ大地	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字境田 544
小川 和典	多良木町	農事組合法人 たらぎ大地	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字境田 520-2 ほか2筆
桑原 猪八	湯前町	右田 敏彦	湯前町	球磨郡湯前町字上小原 495-1 ほか1筆
伊藤 清喜	湯前町	赤池 哲也	湯前町	球磨郡湯前町字苗床原 103-1 ほか7筆
伊藤 清喜	湯前町	那須 博幸	湯前町	球磨郡湯前町字下京手 2744-1 ほか1筆
藤田 礼子	湯前町	那須 博幸	湯前町	球磨郡湯前町字下京手 2746
橋本 ヤス子	湯前町	前川 敏幸	湯前町	球磨郡湯前町字老神 1888-2
柴田 豊明	湯前町	前川 敏幸	湯前町	球磨郡湯前町字老神 1888-1 ほか1筆
野口 斎家	湯前町	前川 敏幸	湯前町	球磨郡湯前町字老神 1888-4
深水 俊市	湯前町	深水 信俊	湯前町	球磨郡湯前町字二本 212 ほか44筆
日岡 操 (亡) 日岡 憲一郎	湯前町	久保田 直樹	湯前町	球磨郡湯前町字上辻 5575-2
木野 楠郎	湯前町	三吉 辰生	湯前町	球磨郡湯前町字溝合 2938-1

笹田 長吉	湯前町	三吉 辰生	湯前町	球磨郡湯前町字鶴場 137-2
椎葉 智史	湯前町	太田 国博	湯前町	球磨郡湯前町字中高沖 4600-5 ほか 15筆
椎葉 綾子	大阪府東大阪市	太田 国博	湯前町	球磨郡湯前町字ユルメキ 476-1
田山 千鶴	相良村	菅野 隆一	相良村	球磨郡相良村大字川辺字堀内 3984
中村 昇一郎	錦町	杉本 和博	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字吉ノ尾 985-6
味岡建設株式会社	多良木町	株式会社中嶋牧場	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字浜ノ上 819-9
森田 栄一	愛知県豊田市	井上 公博	あさぎり町	球磨郡多良木町大字久米字野添 1669-1 ほか 3筆
永石 建一(亡) 永石長利	熊本市	岸川 直樹	多良木町	球磨郡多良木町大字久米字原ノ田 1976
永石 建一(亡) 永石サダ子	熊本市	岸川 直樹	多良木町	球磨郡多良木町大字久米字原ノ田 1975-2
上田 美保	熊本市	上原 洋一	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字下新地 519 ほか 1筆
赤池 千尋	多良木町	上原 洋一	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字下新地 520
松崎 正博	多良木町	合同会社池田牧場	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字北大久保 3595-1
伊藤 直美(亡) 江藤勝久	三重県菰野町	星原 博康	あさぎり町	球磨郡多良木町大字久米字梅藪 23 ほか 3筆
那須 由美子(亡) 那須繁	多良木町	吉村 いつみ	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字中廣木原 5183-52
古賀 サツキ	多良木町	東 泰宏	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字松下 1193-1 ほか 4筆
貝嶋 久美	熊本市	愛甲 真慈	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字上仁原 292-1 ほか 1筆
吉田 一	多良木町	農事組合法人たらぎ大地	多良木町	球磨郡多良木町大字奥野字上畑中 960-2 ほか 1筆
那須 美紀	多良木町	田中 翔一	多良木町	球磨郡多良木町大字久米字前原 10-2 ほか 1筆
宮崎 秀一	多良木町	田中 翔一	多良木町	球磨郡多良木町大字久米字前原 10-1
椎葉 陽三	福岡県福岡市	吉永 宏市郎	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字前東光寺 3448 ほか 3筆
山口 みづほ	多良木町	宮本 隆宏	あさぎり町	球磨郡多良木町大字多良木字鑑 4195 ほか 1筆
川口 信男	多良木町	中村 一浩	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字北小谷 5453-43
那須 由美子(亡) 那須繁	多良木町	山中 馨	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字中廣木原 5183-52
那須 吉人	多良木	古川 雄二	多良木	球磨郡多良木町大字久米字古城

	町		町	1 4 3 6 - 6 ほか 3 筆
那須 丈晴	多良木 町	古川 雄二	多良木 町	球磨郡多良木町大字久米字山下 1 4 5 6 - 1
黒木 ミトメ	多良木 町	神瀬 幸和	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字葛 沢 2 1 1 6 ほか 1 0 筆
西 ワカエ	多良木 町	坂井 二美	多良木 町	球磨郡多良木町大字黒肥地字小 川 5 9 4 1 - 1 ほか 1 筆
石田 義晴	多良木 町	廣田 幸雄	多良木 町	球磨郡多良木町大字黒肥地字高 寺 7 7 1 6 ほか 5 筆
五嶋 智美 (亡) 五嶋 健治	鹿児島 県鹿児 島市	荒瀬 次光	多良木 町	球磨郡多良木町大字久米字馬塚 4 6 7 - 1 ほか 1 筆
太田 清久	人吉市	愛甲 真慈	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字水 田 1 2 3 - 2 ほか 2 筆
愛甲 鴻憲	八代市	愛甲 真慈	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字下 仁原 1 8 0 1 - 2 - 1
渕田 ほづみ	多良木 町	愛甲 真慈	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字樋 掛 1 9 3 1
黒木 公敏	茨城県 つくば 市	愛甲 真慈	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字水 田 1 2 2 ほか 2 筆
平川 慎吾 (亡) 平川 浩一	多良木 町	愛甲 真慈	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字水 田 1 2 4
中村 章子	多良木 町	江上 幸廣	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字新 地 2 1 9 4 - 2
西 真史 (亡) 西 重 男	多良木 町	江上 幸廣	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字年 ノ神 1 9 6 3
久保田 浩一	多良木 町	坂井 二美	多良木 町	球磨郡多良木町大字黒肥地字上 伏間田 5 4 6 2 ほか 2 筆
川口 信男	多良木 町	坂井 二美	多良木 町	球磨郡多良木町大字黒肥地字上 ノ原 1 0 0 0 2
松村 小夜子	多良木 町	久保田 主税	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字古 多良木 4 1 1 8
村山 昇	多良木 町	久保田 主税	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字古 多良木 3 0 2 5 ほか 1 筆
荒瀬 正廣	山口県 下関市	山本 美富	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字村 前 1 8 6 0 ほか 1 筆
猿渡 一志	多良木 町	藤瀬 良一	多良木 町	球磨郡多良木町大字黒肥地字北 大久保 3 5 7 2 - 1
宮原 スミ子	多良木 町	岩崎 猛	多良木 町	球磨郡多良木町大字奥野字杉園 1 4 7 5
木村 満臣	多良木 町	井福 虎文	多良木 町	球磨郡多良木町大字奥野字梅ノ 丸 3 1 5 - 1
東 日出邦	多良木 町	東 邦光	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字下 岩川内 2 3 4 3 - 2 ほか 4 筆
田口 久美子 (亡) 久保田 喜久男	錦町	星原 一男	多良木 町	球磨郡多良木町大字久米字時出 3 9 4 - 2
齊藤 治久 (亡) 齊藤	あさぎ り町	西村 義経	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上南字割付 1 2 2 - 1

一女				
檜木 繁美	あさぎ り町	西村 義経	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上西字尾鉢3 160-6
檜木 繁美 (亡) 檜木 繁男	あさぎ り町	西村 義経	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上西字尾鉢3 152-30ほか2筆
犬童 尚 (亡) 犬童 八郎	あさぎ り町	西村 義経	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上西字尾鉢3 152-24
犬童 尚 (亡) 犬童 八郎	あさぎ り町	濱村 誠一	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上西字南清水 2935ほか6筆
西 須和子	あさぎ り町	濱村 誠一	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上西字南清水 146-32
結城 正清	福岡県 うきは 市	濱村 誠一	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上西字南清水 2-2ほか3筆
結城 正清	福岡県 うきは 市	津留 ひとみ	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上西字南清水 1ほか1筆
尾里 かおり	錦町	株式会社有田 牧場	錦町	球磨郡あさぎり町上西字西清水 103-92
浜口 健次	あさぎ り町	北川 勝人	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町須恵字新諏訪 2370-1ほか1筆
織部 哲寛 (亡) 織部 太禎	あさぎ り町	井上 公博	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原南字福ノ 原1375-2ほか1筆
竹田 俊子 (亡) 竹田 輝雄	あさぎ り町	豊永 尚樹	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上北字国貞1 828-1ほか1筆
鶴本 幸伸	あさぎ り町	鶴本 誠二	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上東字神殿原 2-156ほか19筆
皆越 和幸	あさぎ り町	土肥 倉森	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上東字神殿原 2-231
田原 一成	あさぎ り町	土肥 倉森	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原北字新別 府171-2ほか1筆
上渕 英明	あさぎ り町	兒玉 真樹	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上西字脇ノ前 605ほか2筆
山富 美知子	あさぎ り町	尾方 信介	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上北字国貞1 703ほか1筆
丸尾 俊一郎	あさぎ り町	松山 幸博	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上西字茶屋6 5-2ほか7筆
深水 美晴	あさぎ り町	山森 京一郎	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上北字国貞1 820-2
前田 ミキエ (亡) 前田 弘	あさぎ り町	山森 京一郎	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上北字国貞1 820-1ほか1筆
田原 邦弘	あさぎ り町	岩本 道男	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町須恵字中島5 708ほか3筆
別府 アヤ子	あさぎ り町	岩本 道男	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町須恵字中島5 707-1ほか1筆
別府 アヤ子	あさぎ	田原 茂	あさぎ	球磨郡あさぎり町須恵字堂園6

	り町		り町	91-1
富永 桂子	あさぎ り町	中瀬 博	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町須恵字中島5 630
富永 桂子	あさぎ り町	恒松 純生	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町須恵字東田5 181
桑原 照美	錦町	恒松 純生	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町須恵字中島5 607-1ほか2筆
林田 義和	あさぎ り町	椎葉 健一	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田西字黒田 2379ほか1筆
吉松 美恵子	あさぎ り町	西野 雅倫	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町須恵字下阿蘇 3266-1ほか1筆
西野 勝行 (亡) 西野 文作	あさぎ り町	西野 雅倫	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町須恵字山口3 016-1
下原 吉雄	あさぎ り町	蓑田 真幸	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町深田北字西ノ 原445-1
溝口 久志	あさぎ り町	濱田 孝幸	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町須恵字中島5 365-1ほか1筆
赤川 孝典 (亡) 赤川 薰	あさぎ り町	福永 龍二	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原北字伊勢 本931
赤川 孝典 (亡) 赤川 利己	あさぎ り町	杉下 和治	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原北字伊勢 本892
窪田 佐代里	あさぎ り町	杉下 和治	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原北字伊勢 本890-1
鬼塚 泰介	あさぎ り町	城本 龍一	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原北字天神 898-1ほか2筆
田中 弘幸	あさぎ り町	吉松 淳右	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田西字本目 3266-1ほか2筆
別府 文子	あさぎ り町	平川 勇	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田東字北築 地3898
尾方 三千男	あさぎ り町	永井 寿一	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田西字屋敷 田227
別府 利勝	あさぎ り町	別府 慎一	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上西字南清水 146-28
大門 恭子	あさぎ り町	別府 慎一	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上西字南清水 146-55ほか5筆
井上 武司 (亡) 井上 和子	あさぎ り町	川原 昭夫	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上南字永里1 508-1
山口 和美	あさぎ り町	山口 智和	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田東字久鹿 677-1ほか8筆
稻葉 英則 (亡) 稲葉 三千年	あさぎ り町	西 俊一	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上東字新石坂 716-1ほか1筆
稻葉 英則 (亡) 稲葉 三千年	あさぎ り町	上田 貴祐	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上東字白髪4 99-1ほか6筆
川崎 静子 (亡) 尾方 好江	あさぎ り町	上田 貴祐	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上東字白髪6 78

小見田 和子	あさぎり町	上田 貴祐	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上南字宮ノ下 2488-1ほか1筆
蓑毛 哲	あさぎり町	上田 貴祐	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上東字白髪6 55
甲斐田 重人 外1名	あさぎり町	田中 隆幸	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田西字梶原 3026-54
内山 照子	東京都世田谷区	田中 隆幸	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田西字梶原 3026-55
中村 安子	あさぎり町	田中 隆幸	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田西字梶原 3026-56ほか2筆
桑山 芳則	あさぎり町	田中 隆幸	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上北字久保9 72ほか1筆
谷山 栄子	あさぎり町	谷川 新二	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上東字割地1 248-5ほか5筆
古賀 榮子	あさぎり町	谷川 新二	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上北字溝下1 258-38ほか4筆
早田 二三四四	あさぎり町	上野 勇一郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上南字新永里 345-1ほか2筆
中野 慎一郎	あさぎり町	中村 博隆	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田東字北築 地3341-1ほか1筆
野村 豊	熊本市	吉田 忍	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田西字永才 1424-1ほか1筆
赤城 奉文	あさぎり町	野々脇 正巳	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上西字上川久 保3386-33ほか3筆
石山 美重子	あさぎり町	糸山 恵矢	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上西字西清水 134-2
國政 孝明	あさぎり町	株式会社丹後牧場	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上北字溝上2 301-1ほか4筆
元田 真治	あさぎり町	的射場 洋一	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田西字永才 1328
深松 典仁 (亡) 深松 実男	あさぎり町	福田 秀勝	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原北字宮野 375ほか2筆
木邑 薫	熊本市	城本 康志	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原南字永岡 1859
山形 マサエ	あさぎり町	平田 正隆	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上北字宮床2 357-17
高田 素樹	秋田県北秋田市	犬童 貞三郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上南字古ノ坊 1183ほか1筆
長濱 至	神奈川県横浜市	小出 大輔	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上西字南清水 2985-1
堤 康昭	熊本市	宮崎 進	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上西字西清水 8-1ほか1筆
椎葉 誠也	熊本市	椎葉 虎幸	あさぎり町	球磨郡あさぎり町深田北字仁王 631-1ほか6筆
白柿 正治 (亡) 白柿 尚人	宮崎県宮崎市	松本 廣幸	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田東字築地 3690ほか3筆
堀田 八千子	熊本市	宮原 範行	あさぎ	球磨郡あさぎり町岡原北字新別

堀田 八千子	熊本市	中山 和徳	り町 あさぎ り町	府289-1ほか2筆 球磨郡あさぎり町岡原北字野中 田549-1ほか2筆
豊永 成志	あさぎ り町	樺木 聖也	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上東字白髮6 59ほか3筆

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所		
尾方 伸輔	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字井沢原536-32 ほか2筆	
内元 聖	相良村	球磨郡相良村大字川辺字佐土原353ほか1 筆	
菅野 隆一	相良村	球磨郡相良村大字川辺字堀内3980	
菅野 隆一	相良村	球磨郡相良村大字川辺字堀内3972	
菅野 隆一	相良村	球磨郡相良村大字川辺字堀内3979ほか1 筆	
菅野 隆一	相良村	球磨郡相良村大字川辺字堀内3986	
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡あさぎり町上西字西清水103-70 ほか7筆	
株式会社尾里農園	錦町	球磨郡あさぎり町上西字西清水103-78 ほか3筆	
株式会社大泉龍寺	あさぎり町	球磨郡あさぎり町深田北字仁王908ほか1 筆	
農事組合法人人吉き のこ生産組合	人吉市	人吉市上原田町字菖蒲字小園236	
迫田 一臣	人吉市	人吉市上原田町字牛塚字井川尻308-1ほか4 筆	
上村 信二	人吉市	人吉市上原田町字上原字八反堀1315ほか 5筆	
菅野 隆一	相良村	球磨郡相良村大字川辺字堀内3978ほか2 筆	
菅野 隆一	相良村	球磨郡相良村大字川辺字堀内4015	
菅野 隆一	相良村	球磨郡相良村大字川辺字城平4097	

2 認可年月日

令和7年(2025年)12月16日

熊本県公告第741号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び 賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
秋山 涼喜	人吉市	秋山 博之	人吉市	人吉市上原田町字馬草野字中馬 草野676ほか11筆
中嶋 雄一	人吉市	上村 信人	人吉市	人吉市上戸越町字上落1837
谷口 福男	菊陽町	上村 信人	人吉市	人吉市上戸越町字上落1833 ほか2筆
元田 鐵郎	人吉市	上村 信人	人吉市	人吉市田野町字下笛ノ谷331 9

犬童 昭一	人吉市	上村 信人	人吉市	人吉市田野町字泉水松3418 ほか1筆
平見 由美	人吉市	堤 幸平	人吉市	人吉市中林町字五分ノ一382 ほか1筆
竹下 幸代	埼玉県 川口市	井福 聖弘	人吉市	人吉市上林町字立石791ほか 1筆
鹿末 博昭	人吉市	農事組合法人 戸越原野組合	人吉市	人吉市上戸越町字下落1743 ほか1筆
山下 一夫	人吉市	迫田 節雄	人吉市	人吉市井ノ口町字荒宗田111 3
國元 正志	人吉市	川内 貞彦	人吉市	人吉市下薩摩瀬町字京畠町70 2-1ほか3筆
豊永 哲至	熊本市	向岩 大輔	人吉市	人吉市上原田町字菖蒲字菖蒲前 1696-1ほか1筆
豊永 浩	山江村	向岩 大輔	人吉市	人吉市上原田町字菖蒲字菖蒲前 1697-1ほか1筆
田原 安文	兵庫県 神戸市	才畑 瞳博	人吉市	人吉市上林町字吉合1047- 1
松本 慎吾	熊本市	山本 政弘	錦町	人吉市古仏頂町字松ノ八重78 5-1ほか1筆
立石 幸一	人吉市	嶽本 武史	人吉市	人吉市合ノ原町字立石173- 3
立石 幸一 (亡)立石 松義	人吉市	嶽本 武史	人吉市	人吉市合ノ原町字立石174ほか 1筆

2 認可年月日
令和7年(2025年)12月16日

熊本県公告第742号

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)第19条第1項の規定により公聴会を開催するので、熊本県環境影響評価条例施行規則(平成12年熊本県規則第56号)第23条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木村 敬

1 事業者の氏名及び住所

- (1) 氏名 熊本県 代表者 熊本県知事 木村 敬
(2) 住所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 長洲港土砂処分場整備事業
(2) 種類 公有水面の埋立て
(3) 規模 埋立面積約28ヘクタール

3 対象事業実施区域の位置

玉名郡長洲町名石浜地先公有水面

4 公聴会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 日時 令和8年(2026年)2月3日(火)午前10時から正午まで
場所 長洲町中央公民館(玉名郡長洲町大字長洲2772番地2)
(2) 日時 令和8年(2026年)2月3日(火)午後2時から午後4時まで
場所 岱明防災コミュニティセンター(玉名市岱明町中土980-1)

5 公聴会において意見を聽こうとする事項

「長洲港土砂処分場整備事業環境影響評価準備書」に係る環境の保全の見地からの意見

6 公述の申出に関する事項

公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述人」という。)は、令和8年(2026年)1月20日(火)まで(必着)に、郵送、ファクシミリ、電子メール又は電子申請のいずれかにより次に掲げる事項を記載(別紙様式を参照のこと。)し、公述を申し出るものとする。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名。氏名又は名称には振り仮名を付けること。)

- (2) 連絡先の電話番号

- (3) 電子メールアドレス（電子メール又は電子申請により申し出る場合）
- (4) 対象事業の名称
- (5) 公述を希望する会場
- (6) 公述記録の公表の希望の有無
- (7) 公述の方法
- (8) 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

7 公述の申出先

- (1) 郵送

〒862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班

封筒に「公述申出書在中」と朱書きすること。

- (2) ファクシミリ

096-387-7612

- (3) 電子メール

k a n k y o u h o z e n @ p r e f . k u m a m o t o . l g . j p

- (4) 電子申請

h t t p s : / / l o g o f o r m . j p / f o r m / x 4 b 6 / 1 3 5 0 8 9 9

8 公述に関する注意事項

- (1) 公述の順番は、公述申出書の受付順とする。
- (2) 公聴会の会場及び時間について、公述人が多数の場合は変更する場合がある。（その場合において、あらかじめ公述人に通知する。）
- (3) 公述時間（公述人が意見を述べる時間）については、一人につき10分程度を予定している。（公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公述時間を定めるものとし、あらかじめ公述人に通知する。）
- (4) 公述人は、日本語により陳述するものとする。
- (5) 議長は、公述人が健康上の理由その他やむを得ない理由により自ら陳述できないときは、意見の要旨を県の職員に読み上げせるものとする。
- (6) 公聴会において発言できる者は、公述人に限るものとし、その発言は、前記5の範囲を超えてはならない。
- (7) 対象事業の内容や準備書について県又は事業者からの説明・質疑応答は行わない。

9 傍聴について

傍聴を希望する者は、公聴会の開始予定時刻までに、開催会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができます。この場合において、入場は受付順とする。なお、開催場所の駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用すること。

10 開催の中止等について

前記6の公述の申出がない場合は、開催を中止する。

11 問合せ先

熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
電話番号 096-333-2268

別紙様式

公述申出書

公聴会において環境保全の見地からの意見を述べたいので、熊本県環境影響評価条例施行規則第24条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

1 公述申出者

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

電子メールアドレス(電子申請及び電子メール申請の場合のみ記載)

※公述申出者の住所、氏名、ふりがな、連絡先は、事前に開催時間等をお知らせするために必要ですので、必ず記載してください。法人等の団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする方の氏名及び職名を記載してください。

※記載いただいた情報は、公聴会の開催のためにのみ使用します。公聴会では公述番号でお呼びしますので、他の公述人や傍聴人等に明らかにするものではありません。

2 対象事業の名称 「長洲港土砂処分場整備事業」

3 公述を希望する会場 いずれかに○を付けてください。

- () 長洲町中央公民館 (日時: 令和8年2月3日 (火) 午前10時~正午)
() 岱明防災コミュニティセンター
(日時: 令和8年2月3日 (火) 午後2時~午後4時)

4 公述記録の公表について

令和7年4月以降、県では本公聴会の公述人の意向に応じ、公述いただいた意見を記載した公述の記録を県ホームページに掲載しています。

あなたの公述記録を県ホームページに掲載することを希望しますか。

下表のどちらかに「○」を記入してください。

希望する		希望しない	
------	--	-------	--

※掲載時は、熊本県情報公開条例第7条各号に該当する公述人の氏名や公述内容における個人情報や希少な動植物の生息場所等に該当する部分は非公開とします。

5 公述の方法① いずれかに○を付けてください。 会場で公述

※公述時間は一人10分程度を予定

 県の職員による要旨の代読

【理由】



例：通院のため、家族の介護のため

※公聴会は、原則として「会場で公述」していただくものですが、健康上の理由その他の理由により自ら陳述できない場合は、意見の要旨を県の職員が読み上げることができます。

6 公述の方法②

会場で公述を希望する場合は、公述方法について下表のいずれかに「○」を記入してください。

口頭のみ		プロジェクター使用※ (パソコンは公述人持参)		説明資料を 会場内で掲示※	
------	--	----------------------------	--	------------------	--

※1 プロジェクター使用又は説明資料掲示を行う場合は、そのデータ等を開催2日前（休日の場合はそれ以前の平日）までに環境保全課へ提出してください。

また、説明スライド(パワーポイント等)や説明資料(模造紙等に記載したもの)は、公述する環境保全の見地からの意見に係るものに限り使用することができます。

公述にあたり、その他必要なことがあれば事務局へ事前に連絡をお願いします。

7 意見の要旨 次のページに御記載ください。

- 準備書に係る環境保全の見地からの意見について、項目ごとにその理由も含め、具体的に整理して、記載してください。
- 公聴会は説明会ではありません。県や事業者から説明や質疑応答、御意見に対する回答は行いません。

提出期限 令和8年(2026年)1月20日(火)必着

意見の要旨

※記載欄が不足する場合は、適宜、欄や用紙を追加してください。

熊本県公告第743号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		農地中間管理権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
足達 信子	荒尾市	荒尾市一部字下田1157-1
足達 英行	荒尾市	荒尾市蔵満字井樋口1496
池田 憲治	荒尾市	荒尾市増永字志作1407-1
井村 景勝	荒尾市	荒尾市増永字志作1419-1
片山 ハル子	荒尾市	荒尾市蔵満字沖田1706-1
菊川 偉之	荒尾市	荒尾市一部字廻方1245ほか6筆
菊川 栄子	荒尾市	荒尾市一部字下田1170-1
木村 敏信	荒尾市	荒尾市増永字志作1405-1
藏本 稔大	荒尾市	荒尾市一部字廻方1247
藏本 研志	荒尾市	荒尾市蔵満字沖田1758-1ほか2筆
鶴瀬 小百合(亡)	荒尾市	荒尾市一部字下田1181-1ほか1筆
藏本 大陸		
藏本 信昭	荒尾市	荒尾市蔵満字樺木1829
古城 重徳	荒尾市	荒尾市蔵満字井樋口1495
猪尾 弓子(亡) 古城 武義	福岡県大牟田市	荒尾市蔵満字井樋口1492-8ほか7筆
古城 敏伸	荒尾市	荒尾市水野字繩手331-1ほか1筆
古城 康成	荒尾市	荒尾市水野字繩手325
中尾 哲郎	福岡県大牟田市	荒尾市一部字下田1110-1
中尾 義照	荒尾市	荒尾市一部字山下799-1
西坂 誉樹(亡) 西坂 譲夫	荒尾市	荒尾市蔵満字沖田1730-1
西村 司	荒尾市	荒尾市蔵満字沖田1731-1
西村 司(亡) 西村 鶴松	荒尾市	荒尾市蔵満字沖田1731-2
西村 照昭	荒尾市	荒尾市蔵満字樺木1824
畠中 敬子	荒尾市	荒尾市蔵満字樺木1819
濱水 絹子	荒尾市	荒尾市蔵満字樺木1825ほか1筆
本村 博保	荒尾市	荒尾市一部字下田1155-1
安田 幹雄	荒尾市	荒尾市蔵満字沖田1735-1
矢野 俊明	荒尾市	荒尾市一部字廻方1246

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
古城 義記	荒尾市	荒尾市一部字下田1157-1ほか44筆

2 認可年月日

令和7年(2025年)12月17日

熊本県公告第744号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県庁で使用する電気
- (2) 予定数量
9,885,102キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・入札・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札事務部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び熊本県庁で使用する電気仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 調達期間(供給期間)
令和8年(2026年)4月1日(水)から令和9年(2027年)3月31日(水)まで
- (7) 供給場所
熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁舎
- (8) 契約の種類
単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(10) 入札金額

入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

イ 公告の日から令和8年(2026年)1月13日(火)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。

- (3) 令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.511キログラム以下であること。

なお、令和6年（2024年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあっては、仕様書に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.511キログラム以下であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（小売電気事業者であることを証する書類等）

ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）1月29日（木）午後3時まで

(4) 提出先

1 (4) の入札事務部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (3) の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）1月29日（木）午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）2月16日（月）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年（2026年）2月16日（月）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年（2026年）2月17日（火）午前10時

(イ) 場所 1(4) の入札事務部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年（2026年）2月16日（月）（必着）までに1(4)の入札事務部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合

合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの方が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかつた者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかつたものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからキまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行つた入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行つたことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

キ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行つた入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札事務部局を窓口として1(3)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(3)の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行つた者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもつて代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア	納付期限	(3) の申出期限
イ	提出場所	1 (3) の発注・入札・契約担当部局
6 その他		
(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。		
(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。		
7 問合せ		
(1) 問合せ先		
ア	入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。	熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班 電話番号 096-333-2089 ファックス番号 096-384-3792
イ	競争入札参加資格審査申請に関すること。	熊本県出納局管理調達課管理班 電話番号 096-333-2581 ファックス番号 096-381-9010
ウ	入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。	熊本県出納局管理調達課調達班 電話番号 096-333-2580 ファックス番号 096-381-9010
エ	電子入札システムの操作方法に関すること。 くまもと県市町村電子入札コールセンター 電話番号 096-373-2032 ファックス番号 096-370-5455	
(2) 受付時間		
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）		
8 Summary		
(1) Name and Content of Purchasing		
Electricity about 9,885,102 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government		
(2) Date and Place for Tender		
Date: February 17, 2026, 10:00 a.m. Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Procurement Division (2nd floor of Prefectural Government Main building)		
(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract		
Property Management Division Kumamoto Prefectural Government 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture 862-8570, Japan Phone: 096-333-2089		
(4) Other		
Language: Japanese Currency: Japanese Yen		

熊本県公告第745号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）12月26日

熊本県知事 木村 敬

1	競争入札に付する事項
(1)	調達物品名 熊本県が所管する施設で使用する電気 その1
(2)	予定数量 8,914,552キロワット時
(3)	調達物品に係る発注・入札・契約担当部局 熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班（熊本県庁行政棟本館2階） 郵便番号862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
(4)	調達物品に係る入札事務部局 熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階） 郵便番号862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
(5)	調達物品の内容 4(2)により取得する入札説明書及び熊本県が所管する施設で使用する電気その1 仕様書（以下「仕様書」という。）による。
(6)	調達期間（供給期間）

令和8年(2026年)4月1日(水)から令和9年(2027年)3月31日(水)まで

- (7) 供給場所
仕様書による。(33施設)
- (8) 契約の種類
施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和8年(2026年)1月13日(火)午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得
熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。
- (3) 令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.511キログラム以下であること。
なお、令和6年(2024年)4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者は公告の日以後に電気の供給を開始予定の電気事業者にあっては、仕様書に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.511キログラム以下であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（小売電気事業者であることを証する書類等）

ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）1月29日（木）午後3時まで

(4) 提出先

1(4)の入札事務部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）1月29日（木）午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）2月16日（月）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年（2026年）2月16日（月）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年（2026年）2月17日（火）午前10時30分

(イ) 場所 1(4)の入札事務部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年（2026年）2月16日（月）（必着）までに1(4)の入札事務部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とび「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからキまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換

え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書に未記載の項目がある入札

カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

キ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札事務部局を窓口として1(3)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(3)の発注・入札・契約部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班

電話番号 096-333-2089

イ ファックス番号 096-384-3792

ア 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

イ ファックス番号 096-381-9010

- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Purchasing
 Electricity about 8,914,552kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government
- (2) Date and Place for Tender
 Date: February 17, 2026, 10:30 am.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Procurement Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Property Management Division
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2089
- (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第746号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）12月26日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
 熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
- (2) 予定数量
 11,580,921キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・入札・契約担当部局
 熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札事務部局
 熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容
 4(2)により取得する入札説明書及び熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
 仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 調達期間（供給期間）
 令和8年（2026年）4月1日（水）から令和9年（2027年）3月31日（水）まで
- (7) 供給場所
 仕様書による。（6施設）
- (8) 契約の種類
 施設毎の各単価による単価契約
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額

入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）1月13日（火）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録されている者であること。

(3) 令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.511キログラム以下であること。

なお、令和6年（2024年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者にあっては、仕様書に基づき算定した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.511キログラム以下であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（小売電気事業者であることを証する書類等）

ウ 「二酸化炭素に係る調整後排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出さ

れた競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年(2026年)1月29日(木)午後3時まで

(4) 提出先

1 (4)の入札事務部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (3)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)1月29日(木)午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月16日(月)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)2月16日(月)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年(2026年)2月17日(火)午前11時

(イ) 場所 1 (4)の入札事務部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)2月16日(月)(必着)までに1(4)の入札事務部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからキまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

キ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札事務部局を窓口として1(3)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)

の日時までとする。

1 (3) の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (3) の発注・入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関する事。

熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班

電話番号 096-333-2089

イ ファックス番号 096-384-3792

ア 競争入札参加資格審査申請に関する事。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ウ ファックス番号 096-381-9010

ア 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関する事。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

エ ファックス番号 096-381-9010

ア 電子入札システムの操作方法に関する事。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

イ ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 11,580,921 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government

(2) Date and Place for Tender

Date:February 17, 2026, 11:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2089
(4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第747号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字小池4218番7、同4218番9及び同4218番12
492.47平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市合生4218番地3
株式会社スマイルビーPLUS

熊本県公告第748号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字高良木461番及び同460番5
1,275.97平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市中央区新町四丁目4番45号
アラキ不動産管理株式会社

熊本県公告第749号

次の農地について、農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をしたため、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木村 敬

- 1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積(m ²)
球磨郡多良木町大字久米字高柳2057番	田	2,888
球磨郡多良木町大字久米字高柳2073番1	田	1,189
球磨郡多良木町大字久米字高柳2073番2	田	1,735
球磨郡多良木町大字久米字年神1817番	田	3,076
球磨郡多良木町大字久米字原ノ田1930番	田	2,877
球磨郡多良木町大字久米字原ノ田1961番3	田	1,447

- 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和8年(2026年) 4月1日	5年	198,180円

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人熊本県農業公社 理事長 下田 安幸

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 4 当該農地の所有者等の情報
登記名義人に係る情報がなく、所有者を確知することができない。
- 5 補償金の支払の方法
利用権の始期までに熊本地方法務局に借賃に相当する補償金を供託する。
- 6 その他
農地の所有者等は、熊本地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

熊本県公告第750号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県知事 木村 敬

- 1 落札に係る特定役務の名称
令和7年度(2025年度)熊本県人事給与システムクラウド基盤接続用ネットワークシステム導入及び設定業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年(2025年)10月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
NTT西日本株式会社 熊本支店
熊本市中央区九品寺一丁目2番11号
- 5 落札金額
15,950,000円(うち消費税及び地方消費税の月額1,450,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年(2025年)9月2日

登載依頼**熊本県医療審議会公告第1号**

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県医療審議会事務局

- 1 開催日時
令和8年(2026年)1月23日(金)午後2時から午後3時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館8階801会議室
- 3 議題
(1) 医療法人の設立認可について(非公開)
(2) 医療法人の解散認可について(非公開)
(3) 令和6年度(2024年度)医療提供体制推進事業費補助金及び令和6年度(2024年度)医療提供体制施設整備交付金における事業計画の事後の評価について(公開)
- 4 報告
(1) 医療法人部会の開催実績について(公開)
(2) 病床機能再編支援事業について(公開)
(3) 菊池保健医療圏域における病床整備の公募について(公開)
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続き
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場入口において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 7 傍聴に当たっての留意事項
発熱等の症状がある場合は会場に入ることができません。

8 問合せ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県医療審議会事務局(熊本県健康福祉部健康局医療政策課)
 (電話096-333-2205)

熊本県保健医療推進協議会公告第1号

令和7年度(2025年度)熊本県保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
 令和7年(2025年)12月26日

熊本県保健医療推進協議会

- 1 開催日時
 令和8年(2026年)1月9日(金) 午後2時30分から午後4時00分まで
- 2 開催場所
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁本館地下大会議
- 3 議題
 (1) 第8次熊本県保健医療計画の取組状況について
 (2) 第8次熊本県保健医療計画中間見直しについて
 (3) その他
- 4 傍聴者の定員
 5人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができます。
 (2) 傍聴手続は、先着順でを行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県保健医療推進協議会事務局(熊本県健康福祉部健康福祉政策課内)
 (電話096-333-2193)

熊本県環境影響評価審査会公告第4号

熊本県環境影響評価審査会第一部会の会議を、次のとおり開催する。
 令和7年(2025年)12月26日

熊本県環境影響評価審査会

- 1 開催日時
 令和8年(2026年)1月7日(水)午前9時30分から午後0時30分まで
- 2 開催形式
 会場: 熊本県庁本館5階 審議会室(熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)
 オンライン形式: Cisco Webexを利用する。
- 3 審議内容
 「住吉漁港土砂受入地整備事業に係る環境影響評価準備書」について
- 4 傍聴者の定員
 会場: 10人
 オンライン形式: 200人
- 5 会場における傍聴手続
 (1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の15分前までに集合すること。
 (2) 傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
 (3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 オンライン会議形式の傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、電子システムサービス「LOGOフォーム」により、令和8年(2026年)1月5日(月)午後5時までに申し込みを行うこと。
 (2) 申し込みが定員に達した場合は、予定より早く申し込みを早く締め切る場合があるため、留意すること。
- 7 問合せ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県環境影響評価審査会事務局(熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班)
 (電話096-333-2268)

熊本県選挙管理委員会告示第40号

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程の一部を改正する規程
政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程（平成20年熊本県選挙管理委員会告示第120号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程
第1条及び第3条中「閲覧」の次に「及び写しの交付」を加える。

第4条に次の1項を加える。

2 写しの交付手数料は、熊本県手数料条例に定める額を納付しなければならない。
第5条の見出し中「請求書」を「閲覧」に改め、同条中「別記様式」を「別記第1号様式」に改め、同条第2号中「政治団体」を「政党の支部」に改める。

本則に次の1条を加える。

（写しの交付請求及び交付）

第8条 支部報告書等の写しの交付を請求しようとする者は、次の事項を記載した請求書（別記第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名等
 - (2) 写しの交付請求に係る政党の支部の名称並びに支部報告書等に係る収入及び支出がされた年
 - (3) 求める写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあってはその旨及び当該複数の実施の方法）
 - (4) 支部報告書等の写しの送付を求める場合にあっては、その旨
- 2 委員会は、請求書に形式上の不備があると認められるときは、請求者に対して、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 委員会は、写しの交付請求を受けたときは、請求書が到達した日から15日以内に、当該請求に係る支部報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、請求書が到達した日から起算して45日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、速やかに、期限延長通知書（別記第2号様式）により通知しなければならない。
- 5 写しの交付請求に係る支部報告書等が著しく大量であるため、請求書が到達した日から起算して45日以内に、その全てについて交付することにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、委員会は、写しの交付請求に係る支部報告書等のうち相当の部分につき当該期間内に交付をし、残りの支部報告書等については相当の期間内に交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、請求者に対し、期限特例延長通知書（別記第3号様式）により通知しなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記第1号様式

請求書

年 月 日

熊本県選挙管理委員会 様

氏名又は名称：(法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所及び電話番号：(法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地)
〒

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号)

政党助成法第32条第5項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求件名	別紙のとおり
求める請求方法等 (希望する方法を○で 囲んでください。)	1 閲覧 2 写しの交付 (写しの送付 希望する・希望しない)
求める写しの交付 の実施方法 (写しの交付を希望さ れる場合は、希望する 実施方法を○で囲ん でください。)	1 複写機により白黒で複写したものの交付を希望する。 (用紙1枚につき10円) 2 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付を希望す る。(CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額) 3 スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付を希望す る。(DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額) 4 政党の支部ごとに異なる交付の実施方法を希望する。

備考	受付年月日	年 月 日
----	-------	-------

(注) 写しの交付を請求される場合で、写しの送付を希望される場合には、別途送付に要す
る費用を納付していただきます。

別記第1号様式・別紙

※ 実施方法欄については、「求める写しの交付の実施方法」で4を選択した場合に記入してください。

別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

別記第2号様式

期限延長通知書

選第 号
年 月 日

様

熊本県選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けの支部報告書等の写しの交付請求については、下記のとおり政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程第8条第4項の規定に基づき、交付の期限を延長することとしましたので通知します。

記

支部報告書等の件名	
延長後の期間	
延長の理由	
連絡先	熊本県選挙管理委員会 (電話番号 096-333-2104)
備考	

別記第3号様式

期限特例延長通知書

選第 号
年 月 日

様

熊本県選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けの支部報告書等の写しの交付請求については、下記のとおり政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程第8条第5項の規定に基づき、支部報告書等の相当の部分については請求があった日から起算して45日以内に、残りの支部報告書等については、相当の期間内に写しの交付を行いますので、次のとおり通知します。

記

支部報告書等の件名	
支部報告書等の写しの交付を行う期限	
残りの支部報告書等の写しについて交付を行う期限	
45日以内に支部報告書等の写しの交付を行うことができない理由	
連絡先	熊本県選挙管理委員会 (電話番号 096-333-2104)
備考	

附 則
この規程は、令和8年1月1日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程の一部を改正する規程

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程(平成20年熊本県選挙管理委員会告示第121号)の一部を次のように改正する。

第1条中「又は政治資金監査報告書」を「、政治資金監査報告書又は確認書」に改める。

第6条第4項中「様式第2号」を「別記第2号様式」に改め、同条第5項中「様式第3号」を「別記第3号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式

請求書

年 月 日

熊本県選挙管理委員会 様

氏名又は名称：(法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所及び電話番号：(法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地)
〒

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号)

- 政治資金規正法第19条の16第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。
- 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。
- (該当する項目に□にレを付けてください。)

記

請求件名	別紙のとおり
求める請求方法等 (希望する方法を○で 囲んでください。)	1 閲覧 2 写しの交付 (写しの送付 希望する・希望しない)
求める写しの交付 の実施方法 (写しの交付を希望さ れる場合は、希望する 実施方法を○で囲ん でください。)	1 複写機により白黒で複写したものの交付を希望する。 (用紙1枚につき10円) 2 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付を希望す る。(CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額) 3 スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付を希望す る。(DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額) 4 政治団体ごとに異なる交付の実施方法を希望する。

備考	受付年月日	年 月 日
----	-------	-------

(注) 写しの交付を請求される場合で、写しの送付を希望される場合には、別途送付に要す
る費用を納付していただきます。

別記第1号様式・別紙

※支出項目欄については、政治資金規正法第19条の16第1項の規定に基づき請求する場合に政治資金規正法第12条第1項第2号に規定する総務省令で定める項目を記入してください。

※実施方法欄については、「求める写しの交付の実施方法」で4を選択した場合に記入してください。

様式第2号を次のように改める。

別記第2号様式

期限延長通知書

選第 号
年 月 日

様

熊本県選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けの収支報告書等の写しの交付請求については、下記のとおり政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程第6条第4項の規定に基づき、交付の期限を延長することとしましたので通知します。

記

収支報告書等の件名	
延長後の期間	
延長の理由	
連絡先	熊本県選挙管理委員会 (電話番号 096-333-2104)
備考	

様式第3号を次のように改める。

別記第3号様式

期限特例延長通知書

選第 号
年 月 日

様

熊本県選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けの収支報告書等の写しの交付請求については、下記のとおり政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程第6条第5項の規定に基づき、収支報告書等の相当の部分については請求があった日から起算して45日以内に、残りの収支報告書等については相当の期間内に写しの交付を行いますので、次のとおり通知します。

記

収支報告書等の件名	
収支報告書等の写しの交付を行う期限	
残りの収支報告書等の写しについて交付を行う期限	
45日以内に収支報告書等の写しの交付を行うことができない理由	
連絡先	熊本県選挙管理委員会 (電話番号 096-333-2104)
備考	

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づくその総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年（2025年）12月26日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

その総数の50分の1 28, 331

その総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 277, 064

熊本県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年(2025年)12月26日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

その総数の3分の1の数

選挙区名

熊本市第二選挙区	61, 187
八代市・八代郡選挙区	35, 754
人吉市選挙区	8, 261
荒尾市選挙区	13, 701
水俣市選挙区	6, 135
玉名市選挙区	17, 171
天草市・天草郡選挙区	22, 150
山鹿市選挙区	13, 476
菊池市選挙区	12, 732
宇土市選挙区	9, 913
上天草市選挙区	6, 763
宇城市・下益城郡選挙区	18, 053
阿蘇市選挙区	6, 725
合志市選挙区	16, 897
玉名郡選挙区	10, 452
菊池郡選挙区	21, 086
阿蘇郡選挙区	9, 606
上益城郡選挙区	23, 086
葦北郡選挙区	5, 472
球磨郡選挙区	13, 499

その総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

選挙区名

熊本市第一選挙区	136, 696
----------	----------

正 誤

令和7年(2025年)10月28日熊本県告示第754号(保安林の指定の解除に関する予定)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	16	1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県八代市東陽町河俣字折渡39 09番28(次の図に示す部分に限 る。) 3909番31	1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県八代市東陽町河俣字折渡39 09番28、31
	18	3 解除の理由 道路用地とするた め(「次の図」は、省略し、その 図面を熊本県農林水産部森林局森林 保全課及び熊本県県南広域本部並び に八代市役所に備えおいて縦覧に供 する。)	3 解除の理由 道路用地とするた め